

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

指定都市「平成27年度 国の施策及び予算に関する提案」
について

資料1 指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）」
について

資料2 指定都市「平成27年度 国の施策及び予算に関する提案」

平成26年7月30日

総合企画局・財政局

指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）」について

1 趣旨

この提案は、大都市特有の行政課題に対応するために必要な制度や政策の創設・改善等を、指定都市市長会及び議長会連名で国や政党に対して、提案・要請しているもので、各省庁の概算要求の時期に要請活動を行っている。

2 平成27年度「国の施策及び予算に関する提案」の概要

（1）提案の目的

指定都市では、近年の社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上など様々な財政需要が増加しているが、これらの財政需要に対して税制上十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税が創設されたことにより、都市の税源は更に不十分な状況となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中核都市として、先駆的かつ先導的な役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策を始めとする様々な緊急かつ重要な施策を、積極的に推進していく必要がある。

そこで、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成27年度の国の予算編成に当たり適切な措置を講ずるよう、国等へ要請するものである。

（2）提案の作成経過

- 平成26年4月 原局局長会議、財政担当局長会議等で提案項目を選定
- 平成26年6月 窓口・財政担当局長会議にて提案（案）が決定
- 平成26年7月 市長決裁及び議長御了承の手続きが終了後、提案確定

(3) 提案項目

(ア) 税財政・大都市制度関係（5項目）

- ① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- ② 大都市税源の充実強化
- ③ 国庫補助負担金の改革
- ④ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- ⑤ 多様な大都市制度の早期実現

(イ) 個別行政分野関係（10項目）

- ⑥ 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- ⑦ 医療保険制度の抜本的改革
- ⑧ 生活保護制度の更なる改革及び支援体系に対する財政措置
- ⑨ 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置
- ⑩ 指定都市におけるインフラの安全・安心の確保に向けた対策
- ⑪ 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の継続・拡充
- ⑫ 再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりの推進
- ⑬ 社会保障・税番号制度導入に伴う情報システムの対応
- ⑭ 介護保険制度の円滑な実施
- ⑮ 予防接種制度の充実と財源措置

3 要請活動について

7月～8月 各指定都市が分担して、関係府省、政党及び地元選出国会議員に対する要請活動を実施

※ 本市は今年度、文部科学省への要請活動を担当し、提案項目のうち、「⑨ 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置」について要請を行う。

平成 27 年 度

国の施策及び予算に関する提案

平成 26 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	1
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>		
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・財務省】		
2 大都市税源の充実強化	6
【総務省・内閣府・財務省】		
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・財務省】		
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・財務省】		
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・財務省】		
<個別行政分野関係>		
6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	10
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		
7 医療保険制度の抜本的改革	11
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		
8 生活保護制度の更なる改革及び支援体系に対する財政措置	12
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		
9 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置	13
【総務省・内閣府・財務省・文部科学省】		
10 指定都市におけるインフラの安全・安心の確保に向けた対策	14
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省・国土交通省】		
11 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の継続・拡充	15
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		
12 再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりの推進	16
【総務省・内閣府・財務省・経済産業省・環境省】		
13 社会保障・税番号制度導入に伴う情報システムの対応	17
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		
14 介護保険制度の円滑な実施	18
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		
15 予防接種制度の充実と財源措置	19
【総務省・内閣府・財務省・厚生労働省】		

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税が創設されたことにより、都市税源は更に不十分な状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策、低炭素・循環型社会への転換、東日本大震災の復興関連事業及び防災・減災事業などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成27年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成26年7月

指定都市市長会

札幌市長 上田文雄
仙台市長 奥山恵美子
さいたま市長 清水勇人
千葉市長 熊谷俊人
川崎市長 福田紀彦
横浜市長 林文子
相模原市長 加山俊夫
新潟市長 篠田昭
静岡市長 田辺信宏
浜松市長 鈴木康友
名古屋市長 河村たかし
京都市長 門川大作
大阪市長 橋下徹
堺市長 竹山修身
神戸市長 久元喜造
岡山市長 大森雅夫
広島市長 松井一實
北九州市長 北橋健治
福岡市長 高島宗一郎
熊本市長 幸山政史

指定都市議長会

札幌市議会議長 高橋克朋
仙台市議会議長 西澤啓文
さいたま市議会議長 土橋貞夫
千葉市議会議長 宇留間又衛門
川崎市議会議長 浅野文直
横浜市議会議長 佐藤祐文
相模原市議会議長 須田毅
新潟市議会議長 志田常佳
静岡市議会議長 石上頤太郎
浜松市議会議長 大見芳
名古屋市議会議長 うかい春美
京都市議会議長 中村三之助
大阪市議会議長 床田正勝
堺市議会議長 大毛十一郎
神戸市議会議長 安達和彦
岡山市議会議長 則武宣弘
広島市議会議長 碓井法明
北九州市議会議長 三原征彦
福岡市議会議長 森英鷹
熊本市議会議長 三島良之

[提案事項＜税財政・大都市制度関係＞]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような地方間の税収の調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市税源の充実強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

さらに、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、多様な大都市制度の早期実現を図ること。

[提案事項＜個別行政分野関係＞]

6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国において周知・啓発に努めるとともに、

恒久的な安定財源の確保に努め、必要な財政措置を講ずること。

新制度においては、幼保連携型認定こども園の設置、幼稚園や認可保育所から認定こども園への移行促進、認可外保育施設から認可保育所、小規模保育事業等への移行支援、子ども・子育て支援の担い手となる保育士などの人材確保のための財政措置を拡充すること。

待機児童の解消を進めるため、新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金は、「安心こども基金」の補助水準を継続・充実し、柔軟に運用できる制度とともに、各都市が実施する様々な単独施策に対する財政措置を講ずること。

7 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。

また、今般の制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で法制化などの措置を講ずること。

なお、一本化が実現するまでの間は、市町村国保の財政基盤強化策として、国庫負担率の引上げなどの必要な財政措置を講ずること。

8 生活保護制度の更なる改革及び支援体系に対する財政措置

生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担のほか、年金制度等社会保障制度全般の在り方を含めた生活保護制度の更なる改革を進めること。

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が、一体として実効性をもち、持続可能なものとなるよう、各種事業の経費について全額国において措置すること。

9 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

10 指定都市におけるインフラの安全・安心の確保に向けた対策

指定都市における安全・安心の確保に向け、都市インフラの防災・減災対策や老朽化対策を推進するため、道路をはじめとする都市インフラの耐震化、維持管理・更新等に必要となる継続的な財源の確保などを図ること。

11 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の継続・拡充

緊急雇用創出事業などの継続・拡充を行うとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる効果的な交付金制度とすること。

なお、現制度の継続・拡充及び新制度創設に当たっては、指定都市などとの協議の場を設けるとともに、指定都市に直接交付するなど、より活用しやすい制度とし、加えて、指定都市の意見も十分に反映した必要な総額を確保すること。

12 再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりの推進

第四次エネルギー基本計画に基づく制度設計は、需要家目線に立って進めること。

再生可能エネルギーの導入を最大限加速するため、高い導入目標を早期に提示するとともに、電力系統の強化、市町村単位の設備認定容量の開示、需要家の負担軽減策等の環境整備を進めること。

都市部の有力なエネルギー源である太陽光やバイオマス等の更なる普及、重要な社会インフラとなるスマートコミュニティの普及等、再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりを推進するため、規制緩和や財政支援等の必要な関連施策を体系的に進めること。

13 社会保障・税番号制度導入に伴う情報システムの対応

地方公共団体が必要な情報システムの構築・改修等のための十分な準備や検証を行えるよう、制度全体及び地方公共団体が担当する具体的な事務内容の詳細を早期に明らかにすること。

制度に係るシステムの仕様などの策定に当たっては、地方公共団体が独自に活用できるようシステム仕様などを早期に提示し、その意見を十分に取り入れること。

個人情報の管理、情報に係るセキュリティ、その責任分界点の明確化等個々の団体だけでは十分に対処できない課題について、国の責任において対応すること。

個人番号カードについては、発行手数料の無料化や発行申請方法の多様化とともに、情報セキュリティに留意しつつ、有効な利用方法の開発に努めること。

制度は国家的な情報基盤の整備であり、その経費は全額国庫負担とすること。

14 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、介護報酬の改定や制度改革等を行うこと。

予防給付の地域支援事業への移行に当たっては、地方への負担転嫁にならないよう、必要な措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い保険料が上昇しており、利用料についても負担が重くなっていることから、恒久的な低所得者対策を実施すること。

さらに、質の高い介護人材を確保するため、待遇改善につながるような介護報酬の見直しなどを図ること。

15 予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びB型肝炎のワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化し、その際には、ワクチンの十分な供給を確保するなど円滑な導入に向けて万全を期すこと。

あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

[提案事項詳細説明]

<税財政・大都市制度関係>

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような地方間の税収の調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

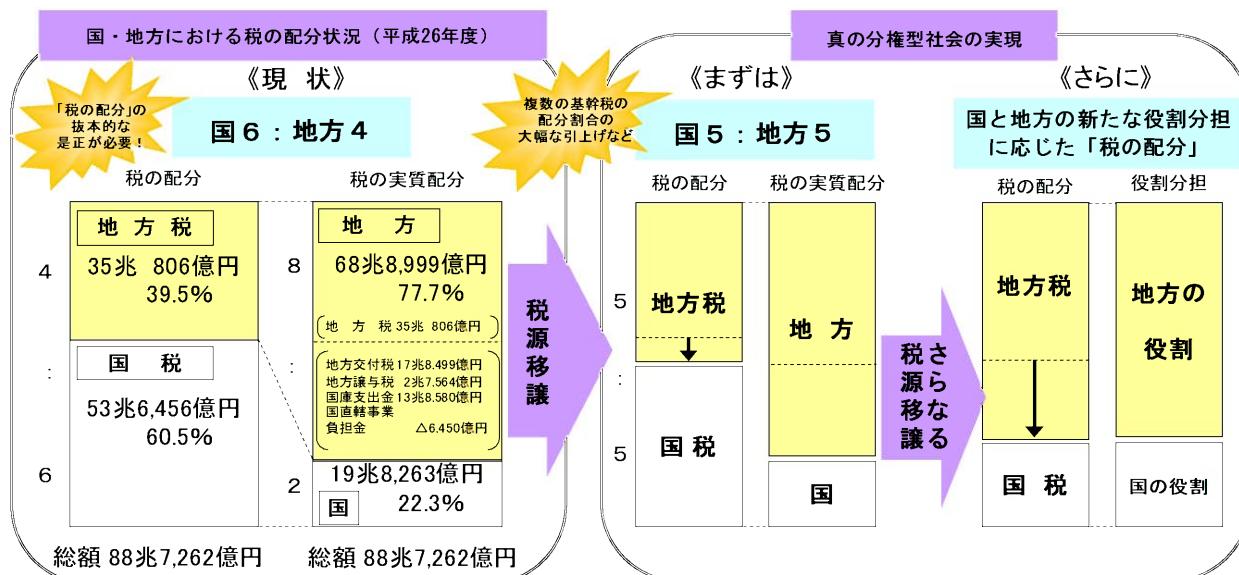
現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税の創設によって、地方税を一部国税化し、地方間の税収の調整を行うことは、真の分権型社会の実現の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の創設により、平成27年度以降、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大していく。

2 大都市税源の充実強化

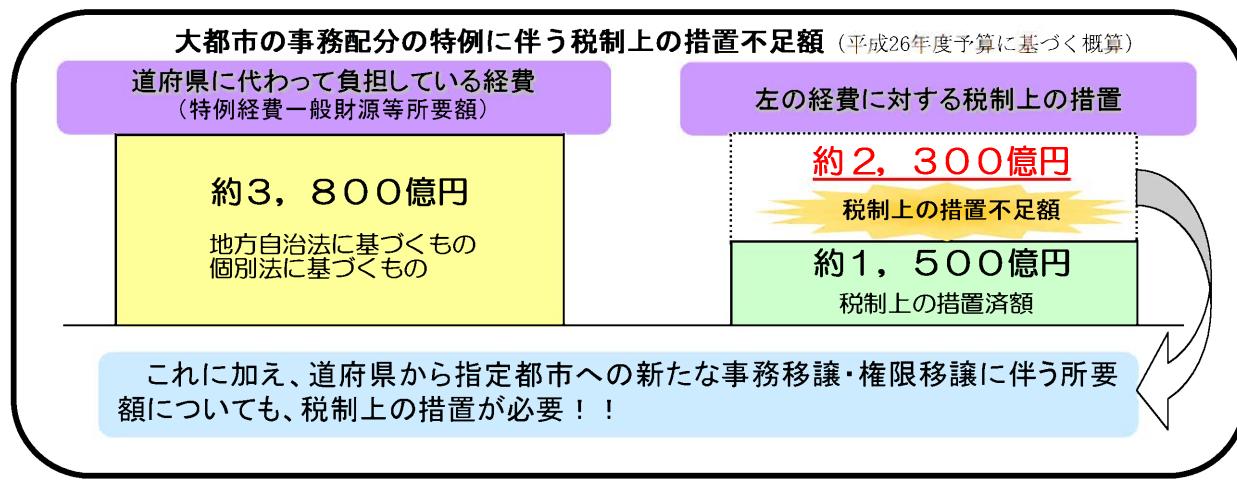
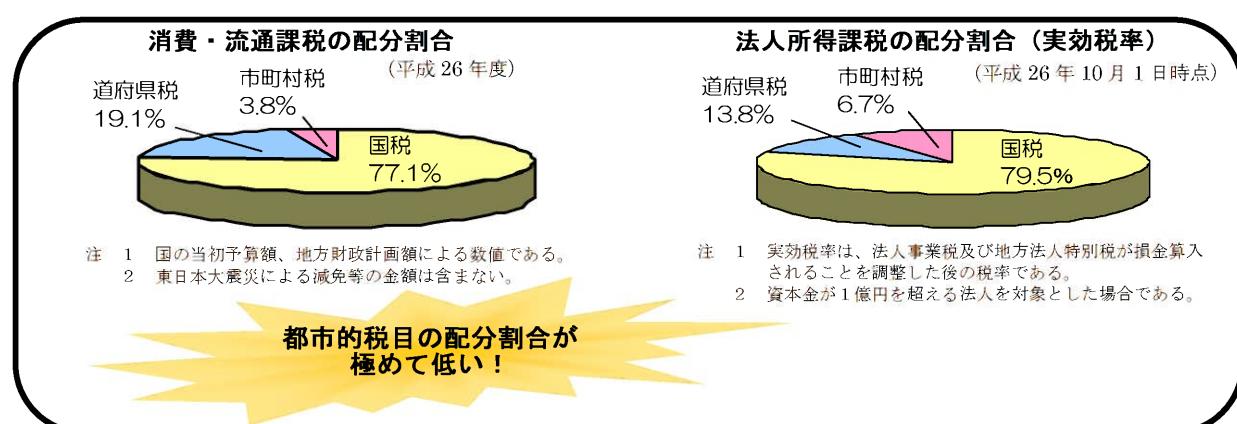
大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

このような状況を踏まえ、指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく上で、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。



個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図ること！！

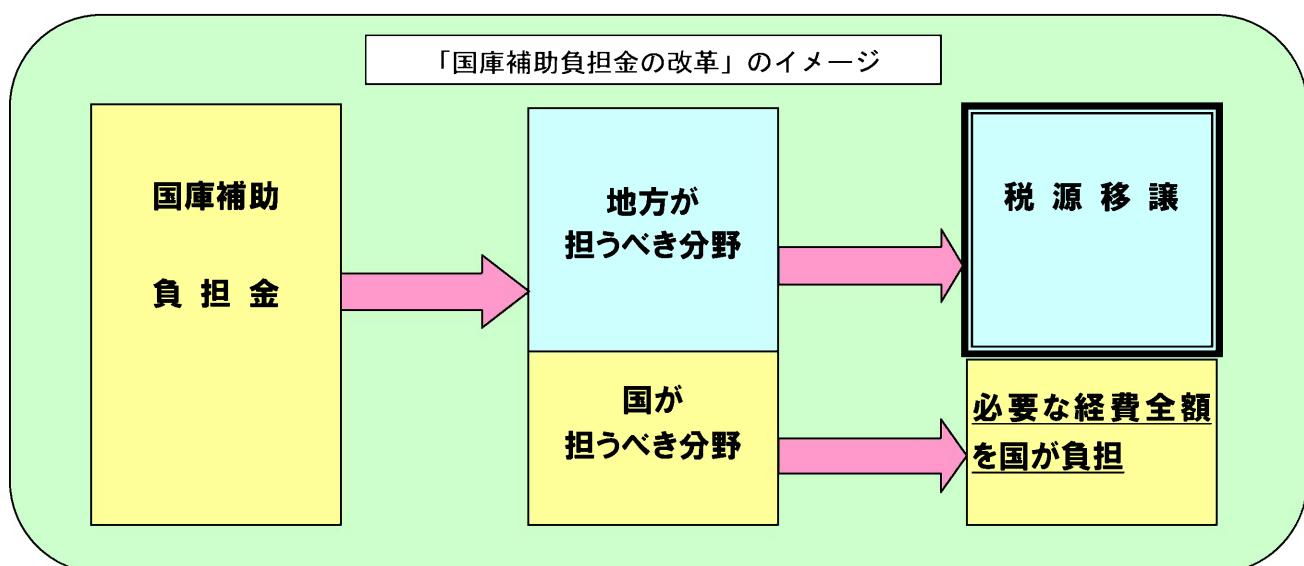
3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。



4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

さらに、国・地方を通じた歳出削減努力によってなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

地方交付税は、国から恩恵的に与えられているもの、あるいは、補助金や交付金のような政策誘導手段ではなく、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源である。

このため、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、現在、地方が重点的に取り組んでいる地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、平成15年度と平成25年度の基準財政需要額を比較すると、全国では増加しているのに対し、指定都市では減少している。地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要も的確に反映させた客観的・合理的な基準によって配分すべきものであり、大都市を狙い撃ちにした削減は決して行うべきではない。あわせて、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

さらに、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。国・地方を通じた歳出削減努力によってなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

地方交付税等の削減状況

		平成15年度決定額	平成25年度決定額	削減額	削減率	臨時財政対策債の配分状況 (平成25年度決定額)
地方交付税 (人口一人あたり)	全国総額	18兆 693億円	17兆 721億円	△9, 972億円	△5. 5%	■ 全国総額 臨時財政対策債(26.7%) 6兆2, 132億円 地方交付税 (73.3%) 17兆 721億円
	市町村分	8兆 908億円 (6. 3万円)	8兆5, 095億円 (6. 6万円)	4, 187億円	+5. 2%	
	指定都市総額	9, 433億円 (3. 5万円)	6, 312億円 (2. 3万円)	△3, 121億円	△33. 1%	
地方交付税+臨 時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	全国総額	23兆9, 389億円	23兆2, 853億円	△6, 536億円	△2. 7%	■ 指定都市総額 臨時財政対策債(53.0%) 7, 125億円 地方交付税 (47.0%) 6, 312億円
	市町村分	11兆 256億円 (8. 6万円)	10兆8, 757億円 (8. 5万円)	△1, 499億円	△1. 4%	
	指定都市総額	1兆5, 038億円 (5. 6万円)	1兆3, 438億円 (4. 9万円)	△1, 600億円	△10. 6%	
基準財政需要額 (人口一人あたり)	全国総額	47兆 877億円	49兆3, 926億円	2兆3, 049億円	+4. 9%	
	市町村分	25兆 41億円 (19. 5万円)	25兆5, 234億円 (19. 9万円)	5, 193億円	+2. 1%	
	指定都市総額	5兆1, 956億円 (19. 1万円)	5兆1, 522億円 (19. 0万円)	△434億円	△0. 8%	

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成25年度決定額には東日本大震災関係分（推計）及び震災復興に係る特別交付税を除く。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、多様な大都市制度の早期実現を図ること。

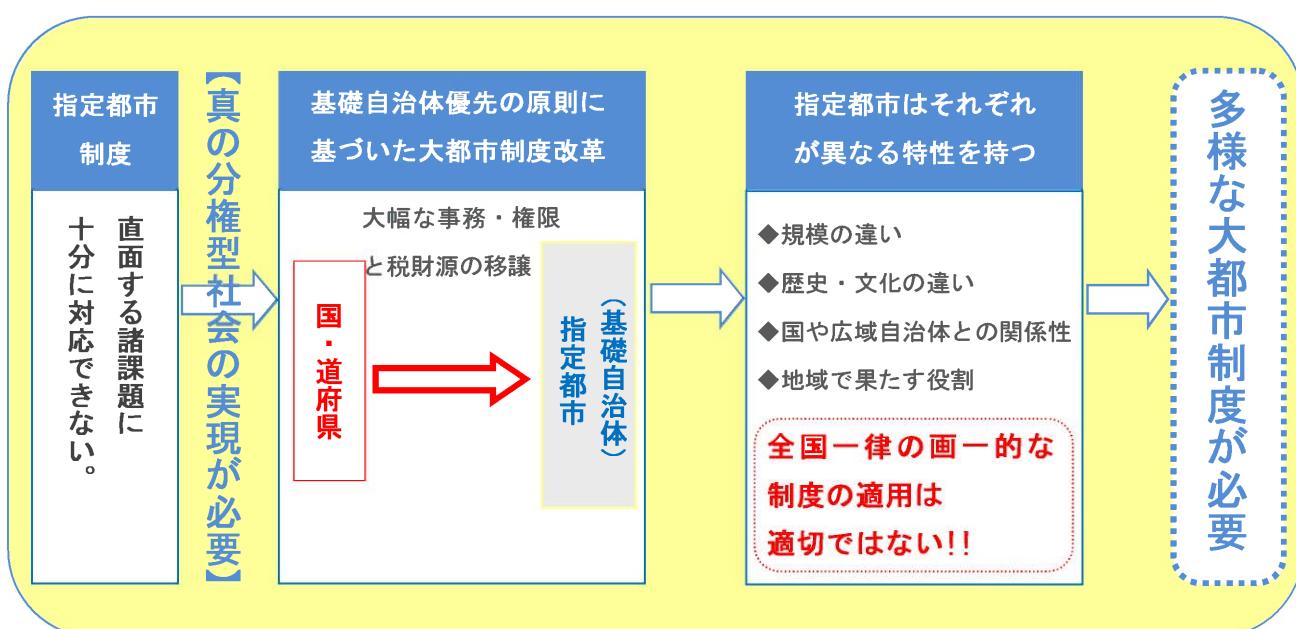
現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化やグローバル化の進展への対応など、今日の指定都市が直面する諸課題に十分に対応できる制度とはなっていない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸課題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、大阪や新潟、名古屋なども、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

また、道州制の議論に当たっては、基礎自治体の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、第30次地方制度調査会答申も踏まえて道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を可能な限り進めるとともに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。



<個別行政分野関係>

6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国において周知・啓発に努めるとともに、恒久的な安定財源の確保に努め、必要な財政措置を講ずること。

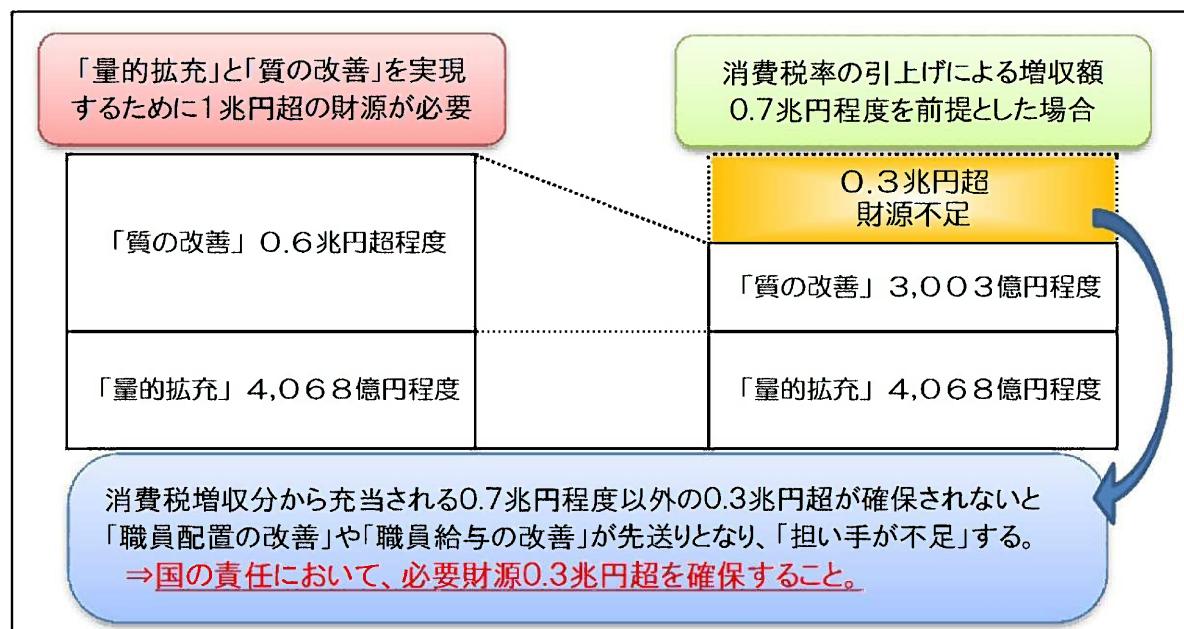
新制度においては、幼保連携型認定こども園の設置、幼稚園や認可保育所から認定こども園への移行促進、認可外保育施設から認可保育所、小規模保育事業等への移行支援、子ども・子育て支援の担い手となる保育士などの人材確保のための財政措置を拡充すること。

待機児童の解消を進めるため、新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金は、「安心こども基金」の補助水準を継続・充実し、柔軟に運用できる制度とともに、各都市が実施する様々な単独施策に対する財政措置を講ずること。

平成27年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、平成26年度後半から、新制度に係る施設・事業者の認可・確認や、保育の必要性の認定等の事務が開始されるため、新制度が浸透するまでの間、事業者や子育て家庭に混乱を生じさせないよう、国において周知・啓発に努めるとともに、実施主体である市町村が円滑に対応できるよう、国が責任を持って恒久的な安定財源の確保に努め、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、新制度においては、幼保連携型認定こども園の設置、幼稚園や認可保育所から認定こども園への移行促進、認可外保育施設から認可保育所、小規模保育事業等への移行支援、子ども・子育て支援の担い手となる保育士などの人材確保のための財政措置を拡充すべきである。

さらに、都市部において、喫緊の課題となっている待機児童の解消のための対策を着実に推進できるよう、新制度移行後に予定されている、児童福祉法の規定による市町村整備計画に基づく交付金については、「安心こども基金」の補助額・補助率を継続・充実し、補助対象となる実施主体を問わないなど柔軟に運用できる制度とともに、各都市が実施している様々な単独施策に対する財政措置を講ずるべきである。



※内閣府「子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)」資料に基づく概算数値

7 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。

また、今般の制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で法制化などの措置を講ずること。

なお、一本化が実現するまでの間は、市町村国保の財政基盤強化策として、国庫負担率の引上げなどの必要な財政措置を講ずること。

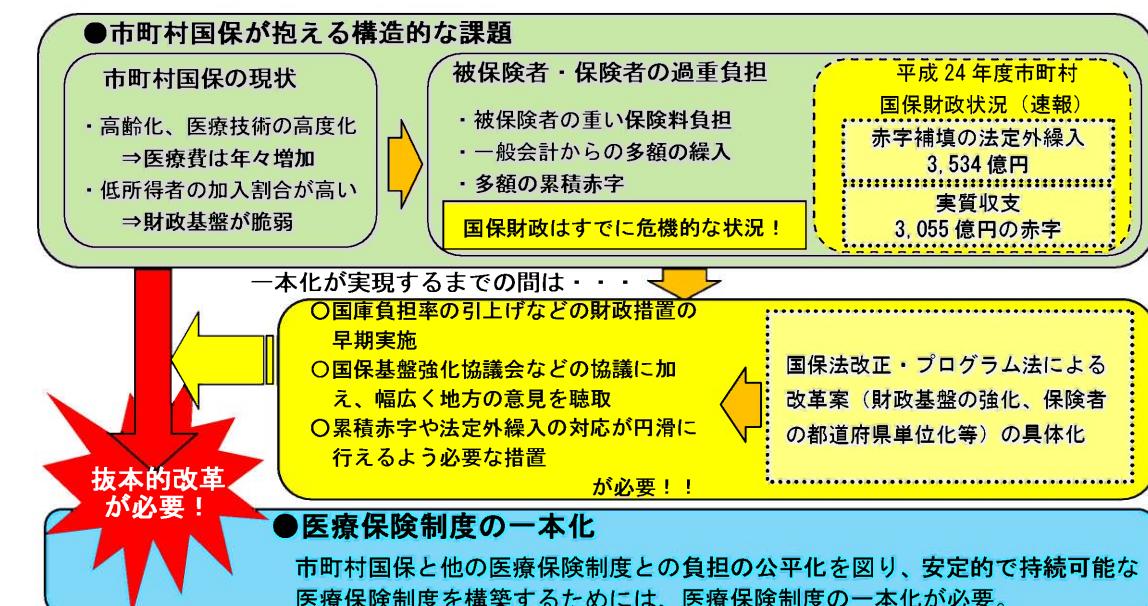
市町村国保は、共済組合など他の医療保険制度と比較して、被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は、財政健全化に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入に頼らざるを得ず、その財政基盤は極めて脆弱である。また、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費は年々増加しており、被保険者及び保険者の負担はさらに重くなることが想定されることから、国民健康保険制度の構造的な課題の解決が急務である。

安定的で持続可能な医療保険制度を再構築するためには、市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、国の責任を明確にした上で、全ての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早急に実現すべきである。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく医療保険制度改革に当たっては、地方に対し、国保基盤強化協議会における議論はもとより、全ての議論を開示するとともに十分な協議を行った上で、法制化などの措置を講ずるべきである。

さらに、国は、「国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村が適切に役割を分担するために必要な方策」を検討し、必要な措置を講ずるとしているが、指定都市とも十分な協議を行った上で、柔軟な制度設計を行うべきである。

なお、一本化が実現するまでの間は、市町村国保の財政基盤強化策として、保険者に対し、国庫負担率の引上げなどの財政措置を講ずるとともに、累積赤字や法定外繰入のある保険者に対し、新たな制度へ円滑に対応できるよう必要な措置を講ずるべきである。



8 生活保護制度の更なる改革及び支援体系に対する財政措置

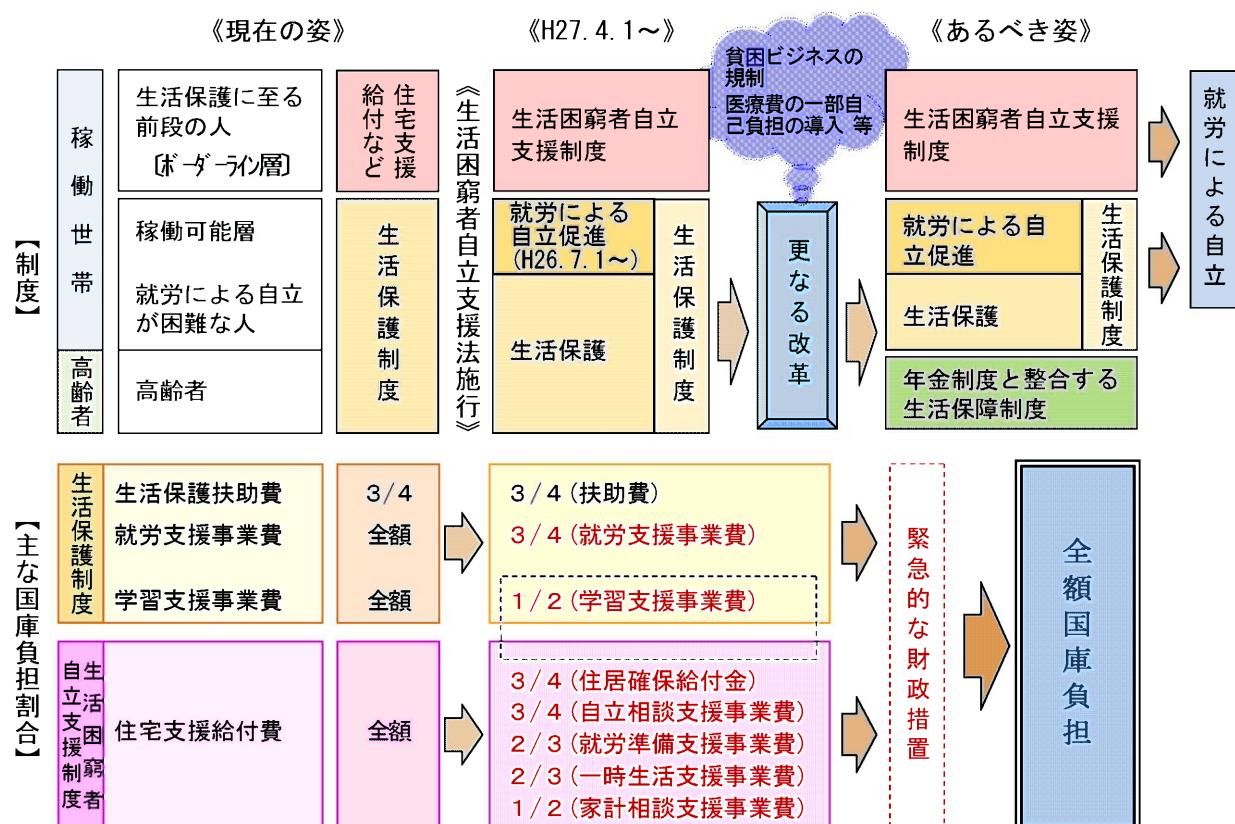
生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上の医療費の一部自己負担のほか、年金制度等社会保障制度全般の在り方を含めた生活保護制度の更なる改革を進めること。

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が、一体として実効性をもち、持続可能なものとなるよう、各種事業の経費について全額国において措置すること。

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加に対応し、重層的なセーフティネットの構築を図るため、生活保護法の一部を改正する法律と併せて生活困窮者自立支援法が制定された。これらの法律は、今後の生活困窮者対策を総合的に進める上で一定の評価ができるものである。

しかしながら、生活保護制度においては、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上の医療費の一部自己負担等が実現されておらず、これまで地方公共団体が行ってきた提案が十分に反映されているとは言えない。そのため、年金制度など社会保障制度全般の在り方を含めた生活保護制度の更なる改革を国は進めるべきである。

また、従来、生活保護制度などにおいて全額国庫補助で実施していた事業及び生活困窮者自立支援制度における各支援事業について、新たな地方負担が生ずることとなり、地方公共団体にとって大きな負担となるため、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として実効性をもち、持続可能なものとなるよう、各種事業の経費について全額国において措置すべきである。



9 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、国の適切な地方財政措置を前提として、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意した。

この合意を踏まえ、関係法律の改正案が第4次一括法案として第186回通常国会に提出され、先般成立したところである。

今後、地方財政措置の検討に当たっては、現在道府県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市所在道府県及び指定都市と協議の上、道府県・指定都市の双方にとって財政運営に支障がない適切な方法を設定すべきである。

特に、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、基準財政収入額の算入率についても、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を設定すべきである。

また、この移譲に伴い必要となる財源について、指定都市立小・中学校及び特別支援学校に係る教職員給与や退職手当だけでなく、人事・給与等に関するシステム構築など、移管に伴って生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を、国において適切かつ確実に措置すべきである。

指定都市の財政運営に支障がないよう、所要額について交付税等の適切な財政措置が必要

現行の道府県・指定都市の役割

道府県	<ul style="list-style-type: none">教職員の給与などの負担教職員の定数の決定学級編制基準の決定教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none">教職員の任免、服務監督、研修教職員の給与の決定教職員の勤務成績の評定学級編制

権限移譲後の指定都市の役割

指定都市	<ul style="list-style-type: none">教職員の給与などの負担教職員の定数の決定学級編制基準の決定教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none">教職員の任免、服務監督、研修教職員の給与の決定教職員の勤務成績の評定学級編制



- 勤務条件に関する条例などの整備
- 人事・給与等に関するシステムの構築
- 移管に伴う事務執行体制の整備
- 道府県との協議や関係団体との調整
- 移譲に伴い必要な財源の確保
- 移譲準備に当たり必要な財源の確保

学校の設置管理者である指定都市が、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を、より主体的に市民に提供することが可能となる。

10 指定都市におけるインフラの安全・安心の確保に向けた対策

指定都市における安全・安心の確保に向け、都市インフラの防災・減災対策や老朽化対策を推進するため、道路をはじめとする都市インフラの耐震化、維持管理・更新等に必要となる継続的な財源の確保などを図ること。

東日本大震災により道路、河川、公園、港湾、鉄道、上下水道等の都市インフラが甚大な被害を受けたことにより都市インフラの防災機能の強化や減災対策の重要性を再認識させられたところである。

それに加え、高度経済成長期に短期間に集中的に整備された都市インフラの老朽化に伴い、適切な維持管理を行わなければ重大かつ致命的な事故につながるリスクが飛躍的に高まる恐れがある。

こうしたことから、今後発生する確率が極めて高い「南海トラフ巨大地震」や「都市直下型地震」等の被害軽減を図り、救助・救援、復旧活動を支えるため、防潮堤、水門、河川の護岸等の耐震対策、緊急輸送道路などに架かる橋梁などの耐震化や代替性・多重性が確保された道路ネットワークの形成等都市インフラの防災・減災対策を進める必要がある。また今後も、都市インフラの安全性を確保していくためには、予防保全型の維持管理・更新等による施設の長寿命化を図るなど、老朽化対策に取り組んでいかなければならない。こうした都市インフラの強靭化に必要な財源を継続的に確保すべきである。

あわせて、「インフラ長寿命化基本計画」にある都市インフラに係るデータの蓄積・共有・利活用の推進、新技術の開発・導入等の取組を進め、指定都市に対する支援強化・促進を図るべきである。

●都市インフラの災害対策

「津波防災まちづくりの考え方」(国土交通省社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 緊急提言) (平成 23 年 7 月 6 日) から抜粋

今回の大震災のような未曾有の大震災が生じた場合であっても、国民の安全・安心を確保するためには、それぞれの機能に応じ、国土全体や、地域全体で支えあえる体制を構築する等、災害に強いしなやかなシステムを持つ国土への再構築を図ることが重要である。

そのため、相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化に向け、特に災害発生時の緊急輸送路等の確保に向けた代替性・多重性の確保に向けて検討すべきである。また、避難や救援活動の拠点として、例えば道の駅や S A / P A 、駅前広場等を計画的、積極的に活用するための方策についても検討すべきである。

●都市インフラの老朽化

社会資本の老朽化の現状

(建設後 50 年以上経過する社会資本の割合)

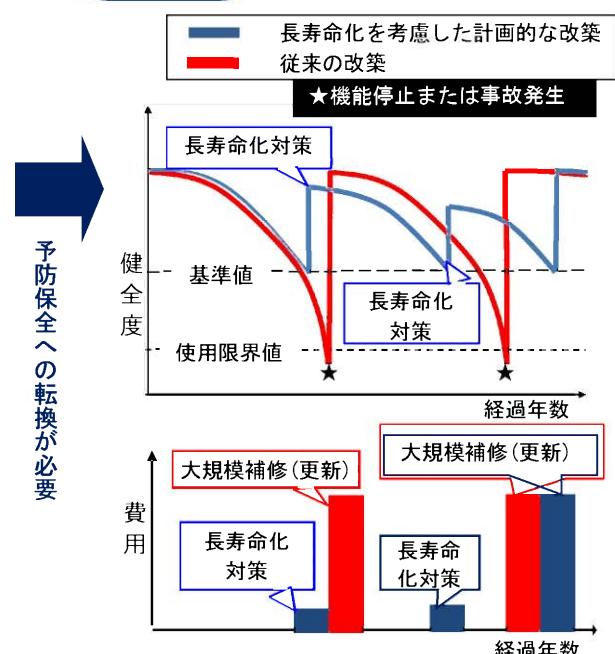
	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 (橋長 2m 以上)	約 16%	約 40%	約 65%
河川管理施設 (国管理の水門等)	約 24%	約 40%	約 62%
下水道管きょ	約 2%	約 7%	約 23%
港湾岸壁 (水深 -4.5m 以深)	約 7%	約 29%	約 56%

社会資本の老朽化による被害の例



表及び写真は、
国土交通省社会資本整備審議会技術部会(第12回)配付資料より

イメージ図



国土交通省社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会(第1回)配付資料より(一部加工)

11 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の継続・拡充

緊急雇用創出事業などの継続・拡充を行うとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる効果的な交付金制度とすること。

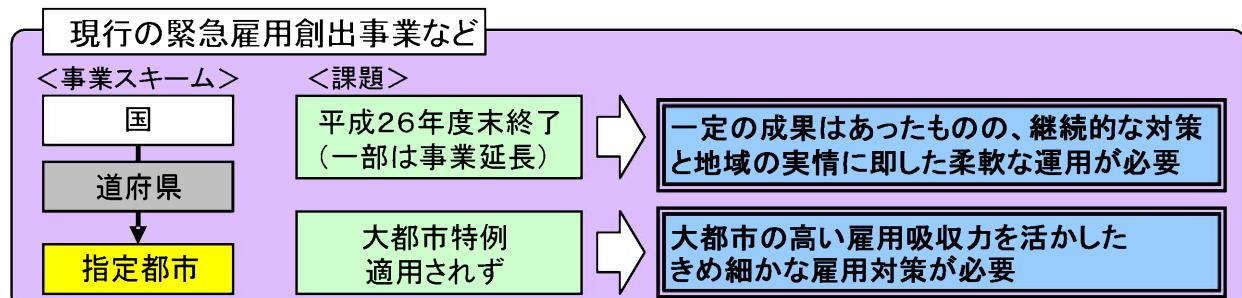
なお、現制度の継続・拡充及び新制度創設に当たっては、指定都市などとの協議の場を設けるとともに、指定都市に直接交付するなど、より活用しやすい制度とし、加えて、指定都市の意見も十分に反映した必要な総額を確保すること。

現行の緊急雇用創出事業などは、失業者対策として一定の成果をあげてきたが、非正規雇用者数は依然として増加傾向にある。非正規雇用者の雇用の不安定さや待遇の低さが、正規雇用者に比べて家族形成やキャリア形成を困難にし、未婚化・少子化に拍車をかける可能性も指摘されており、ひいては、地域経済に大きな影響を及ぼすことも懸念される。

また、原則として、平成26年度を事業終期とする「地域人づくり事業」が創設され、定着支援や正社員化等の待遇改善プロセスが追加されたところであるが、持続的な地域の発展に資するためには、継続的な対策と地域の実情に即した柔軟な運用を行うべきである。

このため、緊急雇用創出事業などの継続・拡充を行うとともに、正規雇用や長期的な雇用につながる効果的な交付金制度とすべきである。

なお、緊急雇用創出事業などの継続・拡充及び新たな交付金制度の創設に当たっては、指定都市などとの協議の場を設けるとともに、大都市特例により指定都市に直接交付するなど、より活用しやすい制度とし、加えて、指定都市の意見も十分に反映した必要な総額を確保すべきである。



12 再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりの推進

第四次エネルギー基本計画に基づく制度設計は、需要家目線に立って進めること。

再生可能エネルギーの導入を最大限加速するため、高い導入目標を早期に提示するとともに、電力系統の強化、市町村単位の設備認定容量の開示、需要家の負担軽減策等の環境整備を進めること。

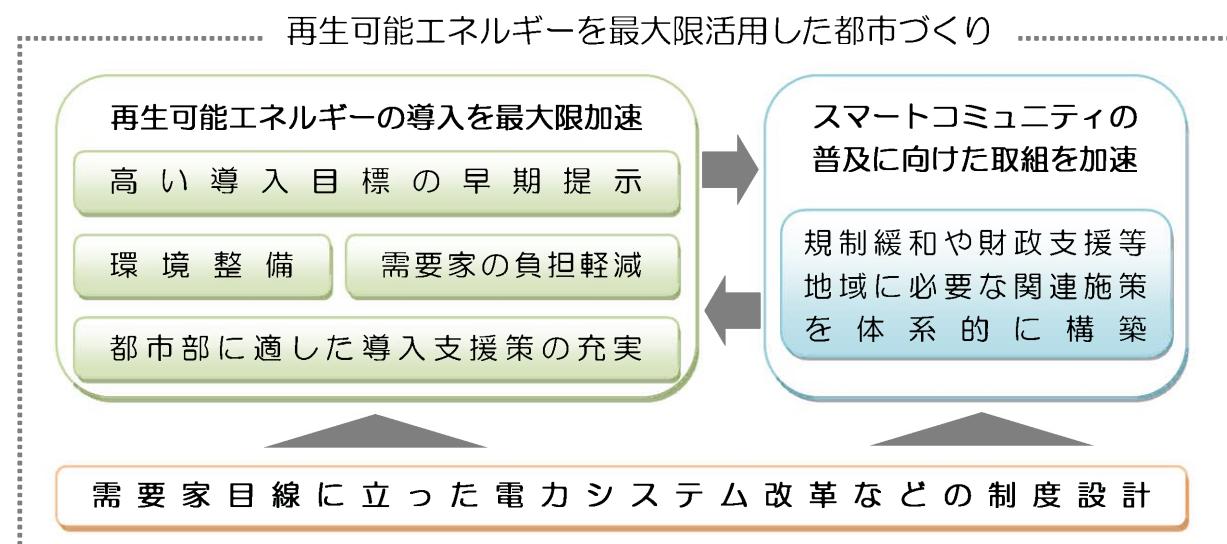
都市部の有力なエネルギー源である太陽光やバイオマス等の更なる普及、重要な社会インフラとなるスマートコミュニティの普及等、再生可能エネルギーを最大限活用した都市づくりを推進するため、規制緩和や財政支援等の必要な関連施策を体系的に進めること。

第四次エネルギー基本計画に基づく電力システム改革などの制度設計に当たっては、需要家たる市民の生活に深く関係することから、市民、事業者、地方自治体等、多様な関係者の参画のもと、需要家目線に立ったものとして進めるべきである。

また、再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためには、高い導入目標を早期に提示することで実効性を担保するとともに、計画的な地域内送配電網の整備や地域間連系線の強化、市町村単位での固定価格買取制度における設備認定容量の開示、需要家の負担軽減策等の環境整備を進めるべきである。

指定都市は、エネルギーの大消費地として、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの賢い利用に率先して取り組む必要があるため、導入余地の大きい既築住宅や工場屋根等を活用した太陽光発電、下水処理場やごみ処理場由来のバイオマス発電等、都市部における有力なエネルギー源の活用に適した支援策を充実すべきである。

さらに、スマートコミュニティは、エネルギー利用の最適化や、様々なサービス展開等、地域における自立分散型エネルギーシステムの構築と市民生活の質の向上を図る重要な社会インフラとなることから、普及に向けた取組を加速するため、規制緩和や財政支援等の必要な関連施策を体系的に進めるべきである。



13 社会保障・税番号制度導入に伴う情報システムの対応

地方公共団体が必要な情報システムの構築・改修等のための十分な準備や検証を行えるよう、制度全体及び地方公共団体が担当する具体的な事務内容の詳細を早期に明らかにすること。

制度に係るシステムの仕様などの策定に当たっては、地方公共団体が独自に活用できるようシステム仕様などを早期に提示し、その意見を十分に取り入れること。

個人情報の管理、情報に係るセキュリティ、その責任分界点の明確化等個々の団体だけでは十分に対処できない課題について、国の責任において対応すること。

個人番号カードについては、発行手数料の無料化や発行申請方法の多様化とともに、情報セキュリティに留意しつつ、有効な利用方法の開発に努めること。

制度は国家的な情報基盤の整備であり、その経費は全額国庫負担とすること。

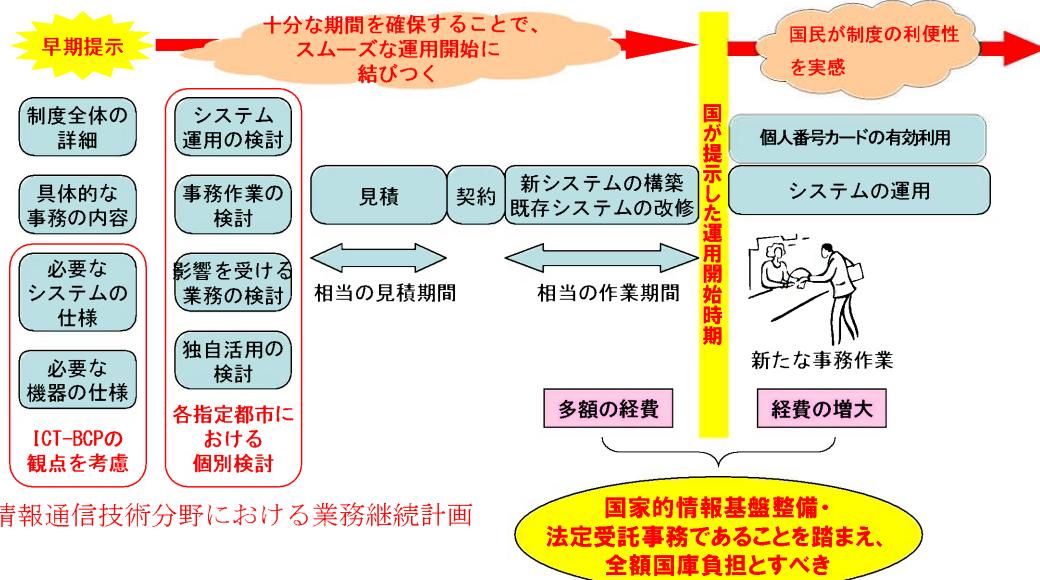
制度の導入については様々な意見がある中、その導入に伴い、地方公共団体は新たな情報システムの構築や現行の情報システムの改修等の作業が必要となる。指定都市は、人口が多く、かつ区という概念があり、運用する情報システムは大規模であることから、その対応に相当の期間や多額の経費を要することが見込まれるため、制度の全体像及び地方公共団体が担当する具体的な事務内容の詳細を早期に明らかにすべきである。

一方、中間サーバなど、新たに整備する情報システム基盤については、地方公共団体独自の利活用が可能となるよう、直接住民と接する地方公共団体の意見を取り入れた上で、国の責任においてシステム仕様の調整を行い早期に提示すべきである。

個人情報の管理、情報に係るセキュリティ、その責任分界点（国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構間）の明確化等、個々の団体だけでは対処が困難な課題は、地方公共団体の事務負担の増大にも配慮し、国の責任において確実に対応すべきである。

国民が制度の利便性を実感するためには、個人番号カードの普及が重要であり、国は、情報セキュリティに留意しつつ、個人番号カードの有効利用を図るべきである。

制度のシステム整備に係る補助金の算定方法は、指定都市の規模や実態に対応したものとなっていない。このままではシステムの構築・改修等に支障をきたし、制度の円滑な運用が困難になるおそれがある。制度は、国家的な情報基盤整備であり、新たに生ずる事務の増大やシステム構築・改修等に係る経費は、全額国庫負担とし、かつ、それぞれの指定都市の実態に見合った所要額を措置すべきである。



14 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、介護報酬の改定や制度改革等を行うこと。

予防給付の地域支援事業への移行に当たっては、地方への負担転嫁にならないよう、必要な措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い保険料が上昇しており、利用料についても負担が重くなっていることから、恒久的な低所得者対策を実施すること。

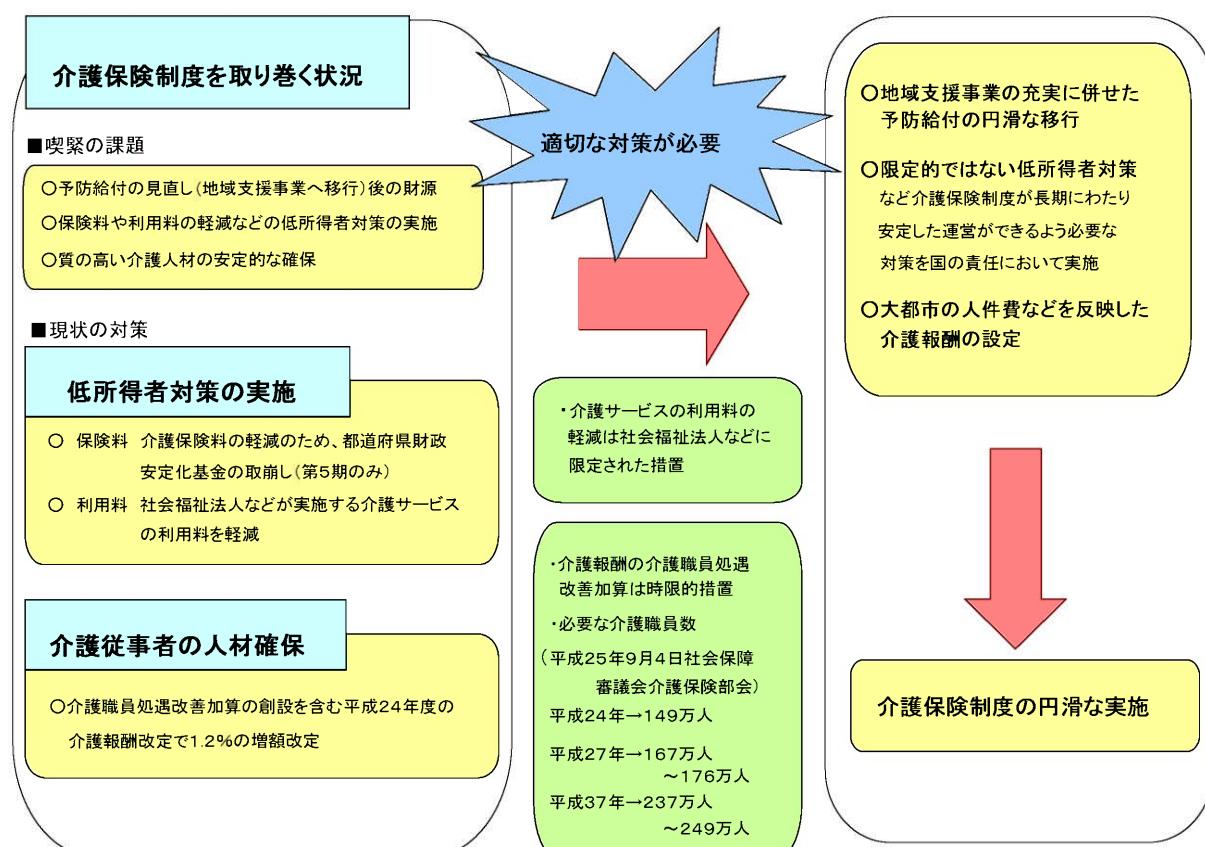
さらに、質の高い介護人材を確保するため、処遇改善につながるような介護報酬の見直しなどを図ること。

介護保険制度が円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、地方公共団体の意見を十分に反映し、介護報酬の改定や制度の改正等を行うべきである。

予防給付の地域支援事業への移行に当たっては、地方への負担転嫁にならないよう、事業費の上限設定を見直すなど必要な措置を講ずるべきである。

また、現行制度における保険料や利用料の軽減では、低所得者対策として十分とはいえないため、国の責任において、更なる負担軽減策を恒久的に実施すべきである。特に、給付費の増大に伴う介護保険料の上昇に対する低所得者の保険料については、給付費の5割を公費負担していることとは別に国費を投入すべきである。

さらに、質の高い介護人材を確保することは喫緊の課題であるが、都市部では介護従事者の離職率が高いため、処遇改善につながるよう、都市部の人工費を反映した介護報酬の見直しなどを図るべきである。



15 予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びB型肝炎の2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化し、その際には、ワクチンの十分な供給を確保するなど円滑な導入に向けて万全を期すこと。

あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

厚生労働省厚生科学審議会予防接種部会において、定期接種化の提言がなされた7ワクチンのうち、おたふくかぜ及びB型肝炎の2ワクチンについて、未だ具体的な定期接種化の時期などは明示されていない。疾病の発生・まん延防止及び国民の健康保持の観点から、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化すべきである。その際には、ワクチンの十分な供給を確保するなど、円滑な導入に向けて万全を期すべきである。

一方、平成25年度から定期接種に係る経費については、地方交付税措置の拡充がなされたところであるが、地方公共団体間で格差が生じないよう、国の責任において必要とする国民全てが等しく接種できるよう、必要な財源は全額国庫負担とすべきである。

また、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数の増加や接種間隔の複雑多様化により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担が大きくなっていることから、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等により負担軽減を図るべきである。

